

平成19年10月22日

(広報資料)

文化市民局
担当 市民生活部地域づくり推進課
☎ 2 2 2 - 3 0 4 9

路上喫煙等禁止区域の指定について

京都市では、路上喫煙等によるやけどなどを防ぎ、市民や観光客の皆様の安心、安全で健康な生活を確保できるよう、本年6月1日付けで「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行し、現在、道路や公園などの本市全域の屋外の公共の場所では、路上喫煙等をしないよう努力する義務を課しています。

この度、京都市路上喫煙等対策審議会からの答申を踏まえ、下記のとおり、10路線を路上喫煙等禁止区域に指定しますので、お知らせします。

なお、路上喫煙等とは、喫煙や火のついたたばこを所持することを指します。

記

1 禁止区域に指定する場所 (別添チラシ参照)

11月1日から路上喫煙等指導員が、禁止区域での違反者に対し、指導を行います。

名称	範囲	指定日
1 河原町通	御池通南詰から四条通北詰までの河原町通	平成19年 11月1日(木)
2 裏寺町通	六角通南詰から四条通北詰までの裏寺町通	
3 新京極通	三条通南詰から四条通北詰までの新京極通	
4 寺町通	御池通南詰から四条通北詰までの寺町通	
5 烏丸通	御池通南詰から四条通北詰までの烏丸通	
6 三条通	三条大橋東詰から烏丸通東詰までの三条通	
7 六角通	河原町通西詰から寺町通東詰までの六角通	
8 蛸薬師通	河原町通西詰から寺町通東詰までの蛸薬師通	
9 錦小路通	新京極通西詰から烏丸通東詰までの錦小路通	
10 四条通	東大路通西詰から烏丸通東詰までの四条通	

2 告示日

平成19年10月23日(火)

(参考)

■ 審議会開催状況

- 第1回審議会(8月10日開催)

議題 条例制定までの経緯

諮問「路上喫煙等禁止区域の指定について」

- 第2回審議会（9月19日開催）
議題 路上喫煙等禁止区域の指定について
答申「路上喫煙等禁止区域の指定について」（別添参照）
- 第3回審議会（来年2月頃に開催予定）
議題 過料の額及び徴収開始時期

■ 答申（指定の考え方）

禁止区域の指定は次の考え方にに基づき、上記の10路線を指定することが妥当であるとの答申を受けている。

- (1) 周囲の市民などに迷惑や危険を及ぼす危険性が高いと想定され、京都市が行った定点調査結果で平日及び休日の1時間当たりの平均歩行者数がともに1千人以上ある区域。
- (2) 明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域。

■ 禁止区域の標識（案）





平成19年11月1日から
「路上喫煙等禁止区域」を指定します。



この区域での道路上の喫煙は禁止します。

Smoking on the road in this area is prohibited.

此区域禁止道路上吸烟。

이 구역에서는 도로상 흡연이 금지되어 있습니다.



地図上の 部分が路上喫煙等 禁止区域です。

禁止区域以外でも、市内全域の屋外の公共の場所では、喫煙をしないように努めましょう。



京都市

発行：京都市文化市民局市民生活部
地域づくり推進課
京都市印刷物第194290号